

# 景観法に係る工作物の取扱基準

(島田市都市基盤部都市政策課)

## 1 届出対象の工作物

- (1) 煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)、排気塔その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 屋外タンク、貯蔵施設その他これらに類するもの
- (6) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの

## 2 届出を要しない行為

景観計画重点地区以外の区域において工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う行為で、次のいずれかに該当するもの

- ア 工作物の高さ(増築する場合にあっては、増築後の高さ。以下同じ。)が15メートル以下のもので、当該工作物の新築、増築、改築又は移転に係るもの
- イ 工作物の高さが15メートルを超えるもので、当該工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1以下のもの

## 3 用語の定義

新築：工作物がない状態の敷地に新たに工作物を築造すること。

増築：同一の基礎を用いて工作物の高さや大きさを増やすこと。

改築：工作物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後に引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる工作物を建てること。(従前のものと著しく異なるときは新築又は増築となる。)

移転：工作物を同一の敷地内の別の場所に移すこと。

修繕：主要構造部について、同じ材料を用いて元の状態に復元し価値を回復させるため、修理すること。

模様替：主要構造部の一種以上について、その構造を替えること。

色彩の変更：色相、明度、彩度の変更を行うこと。

## 4 FAQ (よくある質問)

Q1：携帯基地局に付属するアンテナなどの部品を交換する場合

A1：アンテナなどの部品は、工作物に付属する設備であり、交換の場合は修繕に該当します。また、見付面積の1/2以上の外観を変更することとなる修繕に該当しなければ届出対象とはなりません。

Q 2 : 携帯基地局に新たにアンテナなどの部品を追加して設置する場合

A 2 : アンテナ（5G等のボックス型含む）の追加は、増築に該当します。増築の場合の届出対象は、15mを超える場合であるため、既存の工作物（設備を含む）の高さが15m以下で、アンテナを追加することによって、15mを超えるようになる場合は届出が必要となります。また、既存の工作物が15mを超えている場合も、届出が必要です。平成26年1月1日の景観計画施行日の前に設置された工作物も同様となります。

Q 3 : 携帯基地局の敷地内に15m以下のキュービクルなどを設置する場合

A 3 : 同一の基礎を使用し、キュービクルを設置するのであれば、増築とみなします。この場合は、高さが15mを超えなければ届出は不要です。既存の15mを超えている工作物の場合は届出が必要です。また、同一の基礎を使用しない場合は、付属設備であり工作物とはみなさないため、届出は不要です。

Q 4 : 高压電線（鉄塔）や携帯基地局を塗装し直す場合

A 4 : 外観の変更をすることとなる色彩の変更に該当します。

当該工作物の建築当初と同一の塗料を使用した場合であっても、景観は、その工作物が建築されてからの色彩の経年変化も含めて現況の景観と考えます。全く同じ色相、明度、彩度の塗料であっても、現況の外観から変化すると考えるため、同じ色に塗り直す場合でも、届出は必要になります。

Q 5 : 広告塔の広告板の形状を替える場合

A 5 : 広告塔の広告板の形状を替えて高さや面積が大きくなれば、増築に該当します。この場合は、高さが15mを超える場合が届出対象となります。

Q 6 : 広告塔に新たに照明設備を設置する場合

A 6 : 広告塔に付属する設備であり、工作物の新築、増築、改築、移転に該当しないため、届出対象ではありません。ただし、照明設備の形状・構造によっては工作物とみなす場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

Q 7 : 無線基地局を同一敷地内で別の場所に移設する場合

A 7 : 移転に該当するため、高さが15mを超えるものについては届出が必要となります。

Q 8 : 既存の携帯基地局を撤去して、新たに同じ場所に設置する場合

A 8 : 改築に該当するため、高さが15mを超えるものについては届出が必要となります。

Q 9 : 既存の建築物の屋上に携帯基地局等を設置する場合の取扱い

A 9 : 既存建築物の高さを除いた当該基地局の高さが15mを超えるものについては、届出が必要となります。

Q 10 : 壁面に直接描かない建築物の屋上や壁面に突出して設置される広告物の取扱い

A 10 : 単体で15mを越えない広告物は届出の必要はありません。

Q 1 1 : 航空法の義務がある 60m以上の送電鉄塔は、届出が必要ですか？

A 1 1 : 航空法の規制に従うので、届出は不要です。状況の把握と問い合わせ対応のため、情報提供として位置、色付図面をいただくことにしています。